

(研究ノート)

## 傍聴人の法廷メモの自由と「情報収集権」

－「レペタ訴訟」最高裁判決を手がかりに－

Freedom of Taking Memorandums in the Courtroom  
and the Right to Gather News and Information

松井 修 視  
Shuji Matsui

### I. はじめに

1989年3月、最高裁判所大法廷は、それまで法廷における傍聴人のメモ採取の制限をめぐって争われてきたいわゆる「レペタ事件」につき、同メモ採取を原則として認める判断を下した(注1)。この事件は、経済法研究のために来日していた米人弁護士レペタ氏が、脱税に関する刑事事件の傍聴に際し、計7回のメモ採取の許可を申請したにもかかわらず、裁判所によって同申請が拒否され、これに対し、同氏がその不許可の違憲・違法性を理由に国家賠償を求めたものである。

最高裁は、本判決において国家賠償こそ認めなかったものの、憲法21条1項の表現の自由との関係では、「情報等に接し、これを摂取する自由」の存在を確認し、また、傍聴人のメモ採取については、「筆記行為は、一般的には人の生活活動の一つであり、」「さまざまな意見、知識、情報に接し、それを摂取することを補助するものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重されるべきであるといわなければならない。」「傍聴人が法廷においてメモを採ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならないものというべきである。」(注2)とも述べている。このように、本判決が総論的にはあるが、「情報収集権」といえるものを認め、事実上傍聴人のメモ採取を承認する判断を行ったことは、注目に値する。しかし、他方で、傍聴人のメモ採取は権利ではなく、裁判の公開が制度として保障されていることに伴って認められるものにすぎず、他人の人権と衝突する場合は、一定の合理的な制限を受けることもやむを得ないとしているところは、本判決の限界であろう。

本判決は、従来の傍聴人メモ採取禁止の法廷慣行を事実上否定するものであるが、その理由の詳細は必ずしも明らかではない。最高裁は、傍聴人のメモを採ることの自由について、上述のように憲法21条1項との関連性に言及してはいるものの、同条による直接的保障には消極的である。果して、そこにいう傍聴人のメモの自由は一体いかなる法的性格を有するものであろうか。また、あるべき傍聴人のメモの自由とはいかなるものであろうか。

以下本論では、II. レペタ最高裁判決とその論点、III. 憲法21条1項と傍聴人のメモの自由・情報収集権の2章を立て、同最高裁判決のかかえるいくつかの問題点について述べた後、特に、傍聴人のメモの自由と憲法21条1項等の保障する「情報収集権」との関係について考えてみたい。

## II. レペタ最高裁判決とその論点

本判決では、おおよそ、①裁判の傍聴人が法廷でメモを取ることは憲法82条1項（裁判の公開）及び同21条1項（表現の自由）で保障された権利か、②法廷を主宰する裁判長が行使する法廷警察権の目的・範囲はどこまでか、③報道機関の記者にのみこれまで認められてきた法廷メモは憲法14条1項（法の下での平等）に違反しないのか、④本件のメモ採取を禁止した法廷警察権の行使は国家賠償法1条1項にいう違法な公権力の行使に当たらないか、の論点が問題となっている。

最高裁は、まず論点①の憲法81条1項に関する部分については次のようにいう。同規定は「裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある。」「裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、各人は、裁判を傍聴することができることになるが、右規定は、各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものでないことはもとより、傍聴人に対して法廷においてメモを取ることを権利として保障しているものでないことも、いうまでもないところである。」（注3）。これは、本件第1審判決とともに裁判の公開原則を制度的保障にとどまるものとするもの〔制度説〕であるが、これに対しては学説においても、公開原則を傍聴する権利を認めたものとする権利説が対立している（注4）。憲法21条1項と傍聴人のメモの自由については、次の章で取り上げるので、ここでは省略するが、さらに①の論点に関しては、傍聴人のメモの自由を同21条1項と81条1項の両規定の結合の上に認めようとする有力な立場が存することを指摘しておきたい（注5）。

②については、最高裁は、裁判所法71条及び刑事訴訟法288条2項に基づく裁判所の法廷警察権の行使は、訴訟の進行に全責任をもつ裁判長の広範な裁量にゆだねられるべきであり、その行使の要否、執るべき措置についての裁判長の判断は最大限に尊重されなければならないが、傍聴人のメモを取る行為も場合によってはその対象となるといい、その点についてさらに次のように述べている。「裁判長としては、特に具体的に公正かつ円滑な訴訟の運営の妨げとなるおそれがある場合においてのみ、法廷警察権によりこれを制限又は禁止するという取扱いをすることが望ましいといわなければならないが、事件の内容、傍聴人の状況その他当該法廷の具体的状況によっては、傍聴人がメモを取ることをあらかじめ一般的に禁止し、状況に応じて個別にこれを許可するという取扱いも、傍聴人がメモをとることを故なく妨げることとならない限り、裁判長の裁量の範囲内の措置として許容されるものというべきである。」（注6）。これは、最高裁の法廷警察権に対する基本的な考え方を示したものであるが、現行法上、傍聴人のメモ行為を禁止した明文の規定はなく（注7）、また、通常掲げられる傍聴人のメモ禁止の論拠、例えば、訴訟関係者への心理的影響、審理内容の誤報・歪曲のおそれ、法廷の静謐を害するおそれ、が必ずしも説得力を今日有しないことを考えれば（注8）、上述のように裁判長の裁量権の範囲に傍聴人のメモ行為に対する一般的禁止まで含めて考えるのは問題といえよう。最高裁は同判決の別の箇所でも、「傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるに至ることは、通常あり得ないのであって、特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべきであり、それが憲法21条1項の規定の精神に合致するものということが出来る。」（注9）といているが、それならなおさらである。また、最高裁は、法廷警察権の行使目的を、刑事被告人の公正な裁判を受ける権利との関係で必ずしもきちんと議論していない

が、これは裁判の公開原則をあくまでも「制度的」に理解しようとする立場のあらわれともいえる(注10)。

論点③については、最高裁は、憲法14条1項は「各人に対し絶対的な平等を保障したものでなく、」「それぞれの事実上の差異に相応して法的取扱いを区別することは、その区別が合理性を有する限り」(注11)、同規定に照らして認められるとし、本件の場合のように報道機関の記者にのみ法廷でメモを取ることを許可したとしても、憲法14条1項違反にはならないとしている。また、その区別することの合理的な根拠として、1969年の博多駅事件最高裁決定を引用し、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき重要な判断の資料を提供するものであって、事実の報道の自由は、表現の自由を定めた憲法21条1項の規定の保障の下にあることはいうまでもなく、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道のための取材の自由も、憲法21条の規定の精神に照らし、十分に尊重に値するものである。」(注12)とも述べているが、これは、報道機関を国民の知る権利に応えるものとして位置づけることによって、報道機関に限って認められてきたメモの合理性を導きだそうとするものである。この最高裁の考え方は、報道機関の現代社会における役割を重視するものであるが、同判決が結果的に司法記者クラブ所属の記者にのみ法廷メモを認めることにつながり、また、傍聴人のメモを否定する意味で作用するとすれば、やはりそこにはマスコミの特権の問題が生じてくるといえよう(注13)。この点に関しては、むしろ本判決自体、傍聴人のメモを実質的に認めることによって、報道機関の報道の自由・取材の自由の「権利性」の底あげを行ったと考えるべきではなかろうか。

④の論点は、本事件が国家賠償請求事件として提起されたことから、本判決の結論部分にあたるといえるが、最高裁は、その点について、本件上告人に対するメモ採取不許可は合理的根拠を欠くものであるが、そこにおける法廷警察権の行使は、その「目的、範囲を著しく逸脱し、またその方法が甚しく不当であるなどの特段の事情のない限り、国家賠償法1条1項の規定にいう違法な公権力の行使ということとはできない」(注14)とし、請求棄却の判決を下している。そもそも本判決にいう裁判長の法廷警察権そのものがその目的・範囲において広く捉えられ過ぎている以上、この結論は当然ともいえる。そこに一種のトートロジーを感ぜざるを得ない。法廷警察権の行使が裁判長の裁量に任せられるとしても、傍聴人のメモ採取が次章で述べるように少なくとも憲法21条1項にかかわる以上、そこには裁量権行使の客観的な基準が存すべきと考える必要がある(注15)。

本判決は、結論においては上告を棄却するものであるが、I章の冒頭でも述べているように、事実上法廷における傍聴人のメモ採取を認めるものであり、その姿勢はさらに「裁判所としては、今日においては、傍聴人のメモに関し配慮を欠くに至っていることを率直に認め、今後は、傍聴人のメモを取る行為に対し配慮をすることが要請されることを認めなければならない。」(注16)という表現の中にもあらわれている。実質、法廷における傍聴人のメモ採取を「憲法21条1項の規定の精神に合致するもの」として認めたという点では、本判決は評価しうる面を持っているが、他方で同メモ採取につき、場合によっては裁判長の法廷警察権による一般的禁止の対象にさえなると言い切っているところは、やはり本判決の大きな問題点といえよう。

### Ⅲ. 憲法21条1項と傍聴人のメモの自由・情報収集権

#### 1. 憲法21条1項と傍聴人のメモ

本件最高裁判決は、法廷における傍聴人のメモ採取を認めるに当たって、憲法21条1項の表現の自由に言及し、同規定の「派生原理」として、既に述べたようにそこに「情報等に接し、これを摂取する自由」を認め、同メモ行為については、それを「筆記行為」と捉え、それがさまざまな意見、知識、情報の摂取を補助するものとしてなされる限り、「憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重されるべきである。」としている。これは、憲法21条1項に基づいて、また少なくとも同規定との関連で、法廷における傍聴人のメモ採取が肯定されることを確認するものである。しかし、その「筆記行為」については、さらに「他人の人権と衝突する場合にはそれとの調整を図る上において、又はこれに優越する公共の利益が存在する場合には、それを確保する必要から、一定の合理的制限を受けることがあることはやむを得ないところである。」しかも、それは、「憲法21条1項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限又は禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般的に必要とされる厳格な基準が要求されるものではないというべきである」(注17)ともいい、傍聴人のメモ採取が決して権利として認められるほど自由なものではないことを強調している。傍聴人のメモを「筆記行為」の範疇に入れ、しかもそれを限定しながら、同メモ行為(一応限定された筆記行為と考えることができる)について、一方で憲法21条1項に照らし「尊重されるべき」といい、他方でそれを表現の自由そのものとは異なるから否定するという最高裁の論法は、「尊重」という自らの態度をいとも簡単に覆すものであり、傍聴人の法廷におけるメモ行為が表現の自由に直接かかわる場合のあることを無視するものである(注18)。

本件最高裁判決は、このように法廷におけるメモ採取を、憲法上の権利として必ずしも積極的に位置づけることをしていないが、結果的には事実上同メモを原則自由とし、また他方で、下級裁の判決とともに、憲法21条1項の表現の自由の議論に新たな素材を提供するという側面を有していることも事実である。以下、ここでは、最高裁のいう「情報等に接し、これを摂取する自由」に焦点をあて、それがどのように「情報収集権」なるものにつながっているか考えてみたい。

#### 2. 傍聴人のメモの自由と「情報収集権」

最高裁は傍聴人のメモと憲法21条1項の表現の自由との関係に言及するに当たり、その最初のところで、次のように述べている。「憲法21条1項の規定は、表現の自由を保障している。そうして、各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であって、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定(憲法21条1項)の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである。」(注19)。これは、未決拘禁者の新聞・図書等の「閲読の自由」に関する1983年最高裁大法廷判決を一部引用するものであるが、この1983年最高裁判決そのものは、新聞・

図書等の「閲読の自由」が憲法21条等の趣旨・目的から導きだされる憲法上の権利であることを確認し、かつ「知る権利」の憲法上の位置づけに有力な手がかりを与えるものであったといわれる（注20）。両最高裁判決のいう「各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつこと」、すなわち「情報等に接し、これを摂取する自由」は、まさに今日主張されている「情報収集権」に対応するものである。

このような考え方は、本件レペタ訴訟の下級裁レベルの判決においても見ることができる。1987年の東京地裁第1審判決は、その点について、「表現行為とは本質的にその受け手の存在を予定したものである上、十分な表現行為を行うとともに、公衆が国政に関与するにつき重要な意思決定を行うためには、その前提として様々な情報、判断資料を入手する必要があることは否定できないというべきであるから、情報を受ける自由、及び情報を収集する自由もまた憲法21条の精神に照らし、その派生原理として、一定限度の保障を受ける場合があると解すべきであろう。」（注21）と述べている。また、1988年の東京高裁第2審判決も、憲法21条1項によって『「一切の表現の自由」が保障されているところからすれば、表現行為を受ける自由、換言すれば、情報を受領し、収集する自由も、基本的に保障されているというべきである。即ち、表現行為は、本来その受け手の存在を予定しており、しかも受け手が表現行為の内容を十分理解するためには、その前提として他の様々な情報を得ることが必要であるからである。」（注22）と述べ、そこに「情報収集権」なるものの存在を肯定している。特に、この後者の高裁判決は、地裁判決が上述の見解を結果的には傍聴人のメモ行為と切り離したのに対し、更に、「メモをとることが、情報を受領し、収集する自由を保障する手段として必要とされる場合もありうべきである。」（注23）と説き、同メモ行為がいわゆる「情報収集権」と直接につながる場合のあることを指摘している。この点に関しては、最高裁判決も、既に述べたように、傍聴人の法廷メモを筆記行為と捉え、同筆記行為については憲法21条1項の表現の自由との関係で尊重されるべきとしており、そこにはほぼ高裁と同じ立場を見ることができる（注24）。

このように、本件レペタ訴訟の一連の判決が、「情報収集権」に言及しているとはしても、では一体、そのような「情報収集権」とはいかなるものであろうか。「情報収集権」は、そもそも、表現の自由を情報の「受け手」の側から捉えなおそうとするものであり、情報の収集・処理・伝達というプロセスの中で、まずは情報の「受け手」の情報を享受する権利を保障しようとするものである。即ちそれは「情報受領権」ともいえる。しかし、同権利はまた、アメリカ合衆国の「情報自由法」(Freedom of Information Act)との関係でいえば、「情報請求権」の内容とも重なるものであり、その意味では、主権者たる国民の「知る権利」「アクセス権」に根拠をおく積極的な権利ともいうことができる（注25）。

このような「情報収集権」は、今日果たして憲法上認められた、あるいは認められ得る権利であろうか。この問題に答えるためには、従来、報道機関の情報収集活動の自由として主張されてきた「取材の自由」の問題を取り上げる必要がある。現在、報道の自由が憲法21条1項の表現の自由の保障の下にあることには異論はないが、その前提となる「取材の自由」については、学説もそれを積極的に認めようとするものとそうでないものが存在する（注26）。積極説は憲法21条1項の保障する報道の自由がより実効性を持つためには、「取材の自由」も十分に保障されなければならないとするが、これは1958年の北海タイムズ事件や1969年の博多駅事件以後の最高裁の「取材の自由」についての考え方と方向

を同じくするものといえる。最高裁は、北海タイムス事件の中では、「およそ、新聞が真実を報道することは、憲法21条の認める表現の自由に属し、またそのための取材活動も認められなければならないことはいうまでもない。」(注27)と述べ、また博多駅事件では「このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。」(注28)として、「取材の自由」が憲法上の権利として保護されるべきことを示唆している。このような最高裁の考え方は、その後、1978年の外務省公電漏洩事件(注29)のなかでも再確認されているが、この一連の動きは、本件レパタ最高裁判決が、一方において司法記者の法廷メモを特別に扱ったことと相俟って(本稿Ⅱ章論点③参照)、報道機関の「取材の自由」をほぼ認知する役目を果たしたといえることができる。また、今日、「取材の自由」は基本的にはすべての国民によって享受されるべきものといわれているが、その意味では、そこに国民の「取材の自由」たる「情報収集権」が構築されてきたものと考えられることができる。

レパタ最高裁判決は、直接には、未決拘禁者の新聞・図書等の「閲読の自由」に関する1983年最高裁大法廷判決を引用し、「情報等に接し、これを撰取する自由」たる「情報収集権」を説いているが、上述のようにその背景には、博多駅事件を初めとし、「取材の自由」等に関する多くの判例の積み重ねがあったとみることができる。また、同判決では、傍聴人のメモ採取が問題になったことにより、そこではむしろ個人の情報収集の権利が問われることになったが、そのことは、従来の報道機関レベルでの情報収集活動の自由を国民レベルの自由の問題にまで広げることになったといえることができる。レパタ氏は、また、傍聴人に対するメモ禁止を「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(国際人権規約・B規約)19条2項違反としても争ったが(注30)、同規定のいう「あらゆる種類の情報及び考えを求め」る権利は、まさにここにいう「情報収集権」である。このことは最高裁判決も認めるところである。

以上のように見てくると、本件レパタ最高裁判決が傍聴人のメモを実質的に認めるためにその前提として展開した表現の自由論、即ち「情報収集権」論は、「取材の自由」等に関する一連の最高裁判決を背景とし、また、今日の情報に関する国際的要請からでてきた必要かつ十分に根拠のある考え方といえることができる。その意味では「情報収集権」は、既に、憲法上認められたある程度成熟した権利といえる。

#### IV. おわりに

本件レパタ訴訟で争われた傍聴人のメモの自由に関する議論は、上述したように国民の「情報収集権」につながり、その中で総論的にはあるが展開された憲法21条論は、その「情報収集権」の必要性を確認するものであった。ただ、本件訴訟では裁判長の強力な法廷警察権の存在を理由に、その21条論を後退させているが、そこでの問題はむしろ法廷警察権の性格をどのように考えるかということであろう。

レパタ訴訟及びそれまでの「取材の自由」に関する一連の最高裁判決から導きだすことのできる「情報収集権」は、概念的には、情報収集の阻害要因を排除する側面(これまでの「取材の自由」に関する判決ではむしろこの点が問題となった。)と、情報を積極的に求めるという

## 傍聴人の法廷メモの自由と「情報収集権」

請求権的な側面（レペタ事件を裁判所への「アクセス」を実質化させるものと考えれば、この側面を含んでいるといえる。）の両方を有しているということが出来る。後者の「情報請求権」的側面については、アメリカ合衆国の情報自由法(FOIA)や会議公開法(Sunshine Act)に当たるような法律が存在する場合は別として、憲法21条1項を直接の根拠として主張し得るかどうかが、そこには問題が残る。この点については、アメリカ合衆国の憲法修正1条に基づく「裁判所へのアクセス」論が参考になる（注31）。

わが国でもすでに紹介されているRichmond Newspapers, Inc. v. Virginia事件は、政府の統治過程ともいえる刑事裁判に、直接修正第1条を根拠に「アクセス」することを認めた最初の判決である（注32）。本事件の原告は、確かに、報道機関ではあったが、最高裁はそこでの「アクセス」を憲法修正第1条（及び14条）に基づく「公衆に保障された権利」(guaranteed right of the public)として位置づけている。また、憲法修正第1条に基づいて政府情報に「アクセス」できるというこのような考え方の背景には、例えば、最高裁判事Brennanの憲法論やそれを支えるMeiklejohn等の理論が存するといわれる（注33）。このような「アクセス」論は今後わが国でも大いに議論されるべきともいえる。

現在、わが国の多くの地方自治体で実施されている情報公開制度は、まさに住民の「情報請求権」について定めたものであるが、これは上述の「情報収集権」を制度として内実化したものといえる。また、情報公開制度は国民の「知る権利」を保障するものであるが、「情報収集権」もまたその「知る権利」の要請に応えるものである。レペタ最高裁判決の「情報等に接し、これを撮取する自由」の議論を契機に、国民の「情報収集権」の権利としての定着が望まれる。

（注1） 最高裁昭63（オ）第436号、メモ採取不許可国家賠償請求事件、平成元・3・8・大法廷判決、上告棄却、原審東京高裁昭62（ネ）第396号、昭62・12・25判決、原原審東京地裁昭60（ワ）第3081号、昭62・2・12判決。最高裁判決・判例タイムズ689号（1989年）294-312頁、高裁判決・同653号（1988年）233-237頁、地裁判決・同627号（1987年）224-232頁参照。

（注2） 判例タイムズ689号（1989年）296頁。

（注3） 同689号296頁。

（注4） 内野正幸「法廷メモ訴訟最高裁判決－憲法上の論点を中心に－」ジュリスト936号（1989年）34頁参照。

（注5） 奥平康弘「法廷に出席し傍聴しメモをとる権利」自由と正義37巻2号（1986年）4-15頁参照。

（注6） 判例タイムズ689号（1989年）296頁。

（注7） 本件高裁控訴代理人陳述「四、刑事訴訟規則違反」判例タイムズ653号（1988年）235頁参照。

（注8） 大久保史郎「法廷傍聴メモと裁判の公開・知る権利」法学教室106号（1989年）7頁参照。

（注9） 判例タイムズ689号（1989年）296頁。

（注10） 浜田純一「傍聴人のメモ採取、原則自由に－『レペタ訴訟』最高裁判決」新聞研究453

号（1989年）88頁参照。

- (注11) 判例タイムズ689号（1989年）297頁。
- (注12) 同689号297頁。最高裁判所刑事判例集23巻11号1490頁、1493頁参照。
- (注13) 報道機関と一般傍聴人との関係については、座談会「裁判の公開－メモ禁止訴訟東京高裁判決を契機に」ジュリスト904号（1988年）12－16頁、小林節「法廷メモと表現の自由」法律のひろば42巻6号（1989年）16頁、鼎談「法廷傍聴メモ判決をめぐる」ジュリスト936号（1989年）26－29頁等を参照。報道機関・ジャーナリストの特権については、証言拒絶権等に関する議論を別に参考にする必要がある。
- (注14) 判例タイムズ689号（1989年）298頁。
- (注15) 清水睦「法廷で傍聴人がメモを取る行為と憲法八二条、二一条」ジュリスト957号（1989年）30頁、大久保史郎 前掲（注8）法学教室106号10頁参照。
- (注16) 判例タイムズ689号（1989年）297頁。
- (注17) 同689号296頁。
- (注18) 例えば、傍聴人が裁判の経過報告の目的を持ってメモをとる場合が考えられる。この場合、裁判所が「不正確な（裁判）情報の流通を阻止する」目的を持って、メモ行為を禁止することは、明らかに表現の自由にかかわる問題といえる。松井茂記「法廷メモ不許可事件控訴審判決について」法律時報60巻6号（1988年）45頁参照。
- (注19) 判例タイムズ 689号（1989年）296頁
- (注20) 判例タイムズ 500号（1983年）89－96頁及び90頁解説参照。
- (注21) 判例タイムズ 627号（1987年）229－230頁
- (注22) 判例タイムズ 653号（1988年）235－236頁
- (注23) 同653号236頁。
- (注24) この点については、最高裁が「筆記行為」に限定して議論を始めているところから、「『情報収集の自由』が憲法的権利として一般化されることに枠がはめられたと見ることできる」とする見解がある。浜田純一前掲（注10）新聞研究453号88頁参照。このように、同最高裁判決は「情報収集権」については消極的な立場をとっていると考えられることもできる〔私自身、「報道の自由と公正な裁判」石村善治編『現代マスコミ法入門』（1993年1月近刊）74頁では、その点について同判決自体「情報収集権」の保障の観点を欠いていると述べた。〕が、本稿では考えを改め、最高裁による「筆記行為」（伝達または報告目的を有する場合を含む）への限定を、むしろ法廷における傍聴人のメモ行為の一般的な「筆記行為」への拡大ととらえ、「情報収集権」については、最高裁も基本的にはそれを否定していないと考えた。「取材の自由」の権利性に関連しても、以下で取り上げる博多駅事件、外務省公電漏洩事件の存在を肯定的にとらえた。
- (注25) 「情報収集権」の内容・性格については、例えば芦部信喜編『憲法Ⅱ人権(1)』（1978年）535－545頁を参照。
- (注26) 学説の動きについては、例えば佐藤幸治「表現の自由と取材の権利－取材源秘匿の権利を中心に－」公法研究34号（1972年）126－136頁参照。
- (注27) 昭和33年2月17日最高裁大法廷決定 判例時報145号（1958年）6頁。
- (注28) 昭和44年11月26日最高裁大法廷決定 前掲（注12）参照。
- (注29) 昭和53年5月31日最高裁第1小法廷決定 判例タイムズ363号（1978年）100頁参照。



## 傍聴人の法廷メモの自由と「情報収集権」

- (注30) 19条2項は、「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」(星野英一他編 六法全書Ⅱ 平成4年版4115頁)と定めている。
- (注31) 奥平康弘「政府保有情報の開示請求権をめぐる論議—アメリカ合衆国の場合—」『なぜ「表現の自由」か』(1988年)297-354頁、藤田憲一「アメリカにおける法廷へのアクセス権」一橋研究10巻2号(1985年)63-80頁参照。その他、取りあえず、Donald M.Gillmor, Jerome A.Baron, Todd F.Simon, Herbert A.Terry, Mass Communication Law, Fifth Edition (1990) pp.422-443を参照。
- (注32) Richmond Newspapers, Inc. v. Virginia, 448 U.S. 555, 575-581 (1980). 奥平康弘前掲(注31)『なぜ「表現の自由」か』309-312頁、Monica Langley, Lee Levine, *Branzburg Revisited: Confidential Sources and First Amendment Values*, 57 The George Washington Law Review 13, 37-39 (1988) 参照。
- (注33) 奥平康弘 同324-329頁参照。Meiklejohn, Warren, Burger, Brennanの修正第1条論については、取りあえず、William E.Francois, *Mass Media Law and Regulation*, Fifth Edition (1990) pp.33-42を参照。
- \* 「レペタ訴訟」については、(注)で取り上げたものの他、野間禮二「裁判の公開—レペタ法廷メモ訴訟」別冊ジュリスト119号(1992年)112-113頁、レペタ他著『MEMOがとれない—最高裁に挑んだ男たち—』(1991年)、津村政孝「法廷傍聴人メモと法廷警察権」法学教室106号(1989年)13-15頁、渡辺修「刑事公判と傍聴人のメモの自由—レペタ訴訟最高裁判決によせて」ジュリスト936号(1989年)40-44頁、「特集・法廷メモ最高裁判決をめぐる」法律のひろば42巻6号(1989年)4-33頁、田中開「刑事公判と一般傍聴人のメモ—東京高判昭和六二・一二・二五」ジュリスト904号(1988年)23-28頁等を参照。